

① 来迎寺永代供養納骨堂 使用規則

第1条 (目的)

本規則は「来迎寺永代供養納骨堂」(以下「納骨堂」という)の使用に関する規則を定め、運営管理の適正を図ることを目的とする、又申込使用者は使用にあたり本規則に従うものとする。

第2条 (管理者)

納骨堂は、宗教法人来迎寺代表役員住職が管理運営を行い本規則の細則を定めることができる。

第3条 (使用目的)

本納骨堂は、祭祀の為の焼骨を埋葬する目的以外には使用できない。

第4条 (使用者清規)

本納骨堂の使用者は、天台宗に問わず、在来仏教又は無宗教者と限定し、キリスト教、新興宗教などの利用はできないこととする。尚、使用者は申し込み後に管理寺院の檀信徒になるわけではない。入檀希望者は寺院指定の手続きを経たのちに、管理寺院である宗教法人来迎寺に入檀することができる。

第5条 (使用権の取得)

使用者は定められた手続き及び使用料を支払うことで使用権を得るものとする。

第6条 (使用料)

本規則の使用料とは、納骨堂使用料・供養料・管理料を含むものであり、別に定めるものとする。

第7条 (費用の還付)

既納の納骨堂使用料・供養料・諸費用は理由のいかんに関わらず返還しない。

第8条 (埋葬の手続)

埋葬又は改葬のときは所轄官庁の発行する埋(火)葬許可証及び定められた手続きに必要な書類の提出、使用料金を支払い、管理寺院の許可を経て埋葬を執り行うことができる。埋葬、供養に関する儀式、行事は管理者の定める方法で行う。

第9条 (埋葬の制限)

使用申込誓約書記載の者以外の埋葬は禁止とする。但し管理者の承認を得た際は別に定める使用料を納付の上埋葬する事ができるものとする。また、埋葬に付随する作業に付いては来迎寺指定の業者が行うこととし、他は認めない。

第10条 (証明書の交付)

申込使用者が定められた手続きを経て埋葬が完了した場合管理者は埋葬証明書の交付を行う。

第11条 (使用期間)

納骨堂の使用期間は骨壺安置一律10年間とし、その後は納骨堂内の合祀墓所に合祀とする。骨壺安置期間の延長希望の際は、期間満了前までに所定の手続きを経て一律10年間の延長を可能とする。

第12条 (使用承認の取消)

下記の各項に該当するときは、本納骨堂の使用承認を取り消すことができる。

イ、使用者が承認を受けた目的以外に使用したとき。

ロ、使用者が使用場所を第三者に譲渡又は転貸したとき。

ハ、その他、本使用規則に違反したとき。

前各項により本納骨堂の使用権を取消したときは、管理者の定める合祀埋葬墓所に改葬することができる、又上記理由に起因する損害について管理者である宗教法人来迎寺は一切の責任を負わないものとする。

第13条 (改葬に伴う返還)

止むを得ない事由により改葬を行う場合は、市区町村の改葬に関する手続きを経た後、埋葬後10年以内の合祀埋葬前であれば改葬を行うことができる。合祀埋葬後の改葬については他の遺骨と供する為、一切を不可とする。又7条に則し既納の使用料・供養料・諸費用の返還はしない。

第14条 (事故の責任)

天変地異、地震等不可抗力、第三者による故意又は過失による損害について管理者は一切責任を負わないものとする。

第15条 (規定に定めない事項)

前各条に定めない事項については、法律に定めるところによる他、管理者がその都度定める。

第16条 (規則改正)

管理者は、関係法令の改正などにより必要が生じた場合は本規則、細則を改正することができる。

以上

施行 平成 26 年 1 月 1 日

宗教法人 龍宮山 来迎寺

代表役員 服部 光純